

インボイス制度対応に伴う 専門家派遣のご案内

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる**インボイス制度**）が導入されます。インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この発行事業者になるためには事前に税務署への登録手続きが必要で、令和3年10月より事業者登録が開始されています。

福井県中央会では、インボイス制度への事前準備や対策を支援するため、講習会の開催や組合等への専門家派遣を行います。負担金は**原則無料（中央会で負担）**ですので、お気軽にご活用ください。

募集組合数：20組合（先着順）

テーマ例

- ・インボイス制度や消費税の基本的な仕組み
- ・消費税の免税事業者との仕入取引がある場合に考えらえる影響 等々

補助対象経費

専門家謝金・会場借上料など
※組合での立替払いは認められませんのでご注意ください。
本会が直接お振込みいたします。

補助要件

令和6年1月31日までに支払いが完了すること。

申込方法

裏面の申込用紙にご記入のうえFAX
または、右記QRコード（Googleフォーム）よりお申込みいただくか、本会巡回指導員に直接お申込みください。



専門家派遣利用申込書

組合名：	
企業名：	
担当者名：	
希望日時	令和 年 月 日 (曜日) : ~ :
開催予定場所	・組合事務所 ・その他 ()
専門家名 (所属・役職)	いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 選定済 所属 役職 氏名 <input type="checkbox"/> 未定(候補あり) <input type="checkbox"/> 中央会からの推薦を希望する
相談テーマ	
希望する 補助対象経費	いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 専門家謝金 <input type="checkbox"/> 専門家旅費 <input type="checkbox"/> 会場借上料 <input type="checkbox"/> 資料印刷費